



# 未熟児養育医療給付制度申請案内



## 1 未熟児養育医療給付制度とは

身体の発育が未熟のまま出生し、生活能力が特に薄弱で保育器を使用するなど入院養育が必要な乳児に対して、その治療に必要な医療費を公費で負担する制度です。

## 2 未熟児養育医療の対象

豊田市に住所を有する未熟児で次に掲げるいずれかの症状等を有し、医師が入院養育を必要と認めたものが対象となります。

- (1) 出生児体重2,000グラム以下のもの
- (2) 生活力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状を示すもの
  - ア 一般状態
    - (ア) 運動不安、けいれんがあるもの
    - (イ) 運動が異常に少ないもの
  - イ 体温  
摂氏34度以下のもの
  - ウ 呼吸器、循環器系
    - (ア) 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの
    - (イ) 呼吸数が毎分50を超えて増加傾向にあるか、または毎分30以下のもの
    - (ウ) 出血傾向の強いもの
  - エ 消化器系
    - (ア) 生後24時間以上排便のないもの
    - (イ) 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの
    - (ウ) 血性嘔吐、血性便のあるもの
  - オ 黄疸  
生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

## 3 実施場所

指定養育医療機関の指定を受けている病院等で、給付を受けることができます。

## 4 給付の内容

診察、薬剤又は治療材料の支給、医学的処置等が受けられます。(ただし、入院分のみです。)

## 5 費用について

医療費のうち保険診療分の自己負担額と食事療養費が対象となります。(保険診療外【差額ベッド代やおむつ代等】のものについては対象となりません。)

世帯の所得税額合計が150万円以下の場合、無料になります。

世帯の所得税額合計が150万円超過の場合、一部負担があります。

## 6 子ども医療費助成制度との主な違いについて

未熟児養育医療給付制度...国の制度、保険診療分の自己負担額と食事療養費が対象

子ども医療費助成制度...愛知県の制度、保険診療分の自己負担額が対象

両方の制度に該当する場合は、国の制度である未熟児養育医療給付制度を優先して受給してください。

## 7 申請方法

### (1) 申請場所

豊田市役所 子ども家庭課（南庁舎1階） 郵送での申請は受付けていません。

### (2) 必要書類等

	書類名	記入者	備考
	養育医療給付申請書（表）	保護者	
	世帯調書（裏）	保護者	
	養育医療意見書	医療機関	指定養育医療機関の担当医師に作成してもらってください。
	健康保険証		医療を受ける本人の健康保険証を持参してください。
	印鑑		認印でもかまいません。

<申請日が1月～6月の場合>

【生計を一にする世帯員及び世帯外扶養義務者で前年1月1日に豊田市に住所のない方は、以下の書類も必要となります。】

	所得税額等を証明する書類		<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年1月1日に豊田市に住所のない方全員の証明書が必要です。</li> <li>・前々年分の所得に基づく前年度課税を証明する書類が必要となります。</li> </ul>
--	--------------	--	---

<申請日が7月～12月の場合>

【生計を一にする世帯員及び世帯外扶養義務者で当年1月1日に豊田市に住所のない方は、以下の書類も必要となります。】

	所得税額等を証明する書類		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当年1月1日に豊田市に住所のない方全員の証明書が必要です。</li> <li>・前年分の所得に基づく当年度課税を証明する書類が必要となります。</li> </ul>
--	--------------	--	--

<所得税額等を証明する書類とは>

会社員等で給与収入があり、確定申告をしていない方...源泉徴収票の写し

\*お手元がない場合は、会社等で再発行してもらってください。

自営業や確定申告をされた方...税務署発行の「納税証明書（その1）」と確定申告書の写し

市長村民税、県民税が非課税の方...市長村民税・県民税証明書

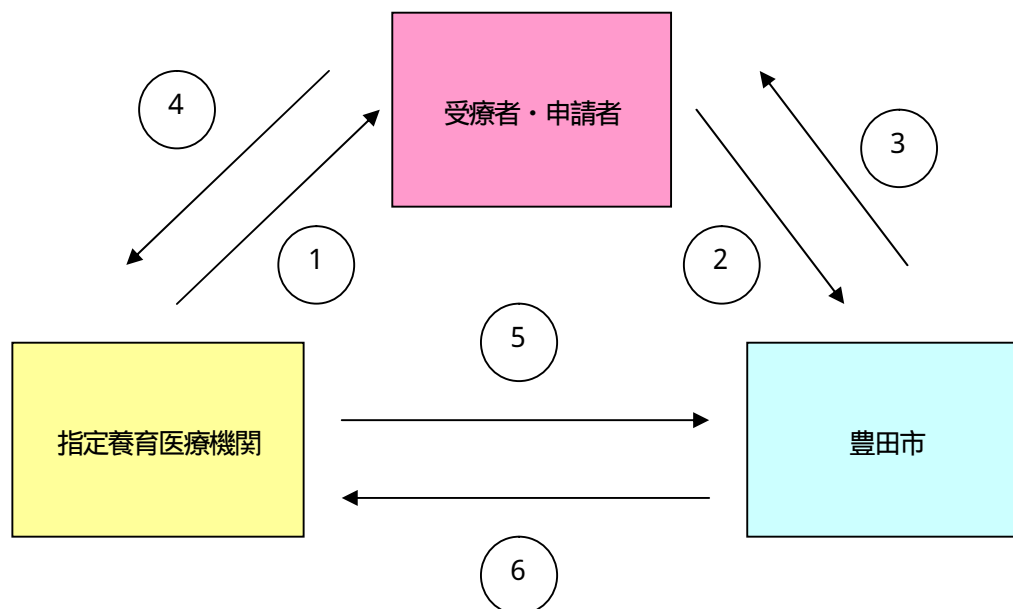
### (3) 申請期間

入院中に速やかに申請してください。

## 8 その他

- ・申請されますと、審査を行い、2～3週間ほどで結果をご自宅に送付します。
- ・一度、医療機関に支払われたものにつきまして、市からの還付はありません。

### 未熟児養育医療給付制度の流れ



診察、薬剤又は治療材料の支給、医学的処置等  
医療券又は不承認通知を送付  
未熟児養育医療費を請求

未熟児養育医療給付を申請  
医療券を提示  
未熟児養育医療費の支払

<問い合わせ先> 豊田市役所 子ども家庭課 母子保健担当 電話(0565)34-6636

## 助産師の家庭訪問



赤ちゃんが入院中でも、母乳に関すること、その他  
ご心配なこと等、助産師が家庭訪問し相談に応じます。

### 申込み・問い合わせ

豊田市役所 子ども家庭課 母子保健担当(南庁舎1階)

電話 (0565)34-6636